

八王子市 1 か月児健康診査費用助成金交付要綱

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日施行

（目的）

第 1 条 この要綱は、八王子市 1 か月児健康診査実施要綱（令和 8 年（2026 年）4 月 1 日施行。以下「実施要綱」という。）の規定による 1 か月児健康診査（以下「健診」という。）を、受診票利用開始日（令和 8 年（2026 年）10 月 1 日）より前に自己負担で受診した場合に、健診費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、年度内における保護者の経済的負担の均衡を図り、もって乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- （1）実施要綱第 3 条第 1 項に掲げる医療機関（以下「医療機関等」という。）において、自己負担により健診を受診した者。
- （2）前号の健診を令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受診した者。
- （3）第 1 号の健診を受診した日において、八王子市に住民登録がある者。
- （4）八王子市妊産婦・乳幼児保健指導実施要綱（平成 21 年（2009 年）4 月 1 日施行）に基づく保健指導票の交付を受けていない者。

（助成金の額）

第 3 条 東京都地域保健事業連絡協議会（以下「五者協」という。）で定めた当該年度の委託料の額、または自己負担により受診した健診に要した額のいずれか低い額とする。

（交付申請）

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、健診を受診した日から起算して 1 年以内に、八王子市 1 か月児健康診査費用助成金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- （1）母子健康手帳
- （2）受診の際に医療機関等が発行した領収書

（交付決定）

第 5 条 市長は前条の申請があったときは、書類等を審査のうえ、助成金交付の適否を決定し、八王子市 1 か月児健康診査費用助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、助成金の交付を不適当と認めたときは、八王子市1か月児健康診査費用助成金却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（請求及び支払い）

- 第6条 助成金の交付決定を受けたもの（以下「助成決定者」という。）は、八王子市1か月児健康診査費用助成金請求書兼支払口座振替依頼書（第4号様式）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は前項の請求書の提出を受けたときは、助成決定者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。
 - 3 助成決定者は助成金の受領を委任することができる。

（助成金の返還）

- 第7条 市長は、助成決定者が虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、助成金の決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。